

平成27年(行サ)第6号 行政上告提起事件

上告人 宮部 慎太郎

被上告人 鳥取市長 深澤義彦

上告理由書

平成28年1月22日

最高裁判所 御中

上告人 宮部 慎太郎

第1 憲法違反(民事訴訟法312条1項)

1 憲法14条第1項、32条、30条、84条違反

原審に至る課程で、鳥取市内において同和対策減免措置が行われた事実を認めておきながら(第2審判決4頁8行目)、対象地域が、かつての「穢多村」ないしは旧同和地区だからと言って、審理を怠ったことは、部落差別そのものであって、憲法14条1項に違反する門地による差別である。

また、上告人のみならず将来に渡って関連する案件について、住民の裁判を受ける権利を奪うものであり、租税法律主義を無意味化するものである。

第2 結論

以上のおり、原判決には憲法違反があり、上告理由があることから、審理を尽くすために鳥取地方裁判所に差し戻されたい。